

第 2 回検討会における委員のご意見の論点別整理

(1) グリーン電力証書を利用したカーボン・オフセット実施の際のダブルカウントの懸念について

(委員の御意見)

- ・ RPS 制度は規制的な側面があり、その対象となった電力量を、さらにグリーン電力証書の対象とするのは避けるべき。追加性の観点からも、やはり避けるべき。
- ・ グリーン電力証書で排出削減をした場合、その帰属先を明確にすべきであるが、CO₂ 削減価値を販売した電力会社は、CO₂ 削減効果は主張せず、排出係数の設定時にもカウントしないことは担保されている。

(2) グリーン電力証書の追加性判断について

(委員の御意見)

【グリーンエネルギー認証センターの追加性要件で十分】

- ・ 追加性に関してはグリーンエネルギー認証センターの追加性要件で十分であり、CDM のような厳密な追加性は不要である。
- ・ グリーン電力証書の市場規模が大きくなれば、マクロで見て追加的な CO₂ 削減効果が出てくる。

【何らかの追加性要件を上乗せすべき】

- ・ 認証型の追加性判断をしなくても発電設備に関する情報を公開することによって、追加性のないような発電設備を申請する行為が抑制される可能性がある。このような社会が追加性を評価する方法もあるのではないか。
- ・ 財務的な追加性は考慮する必要はないが、物理的な追加性として 2001 年以降に稼動した発電所を対象とする考え方もある。
- ・ グリーン電力は一般の人に対する分かり易さが大切で、厳密に追加性を評価する方法ではなく、政策的に発電タイプで判断する方法の方が分かりやすい。
- ・ すべての発電設備について個別に投資分析を実施するよりも、何らかの障壁(バリア)があることを前提要件とし、その要件を満たしたものについてベースラインとの差分を VER 量とする方法がある。
- ・ オフセットはまず削減ありきであり、VER の購入者は CO₂ 削減努力をしているという前提である。第一に削減があるのなら、グリーン電力の置き換えは問題ない。ただ買い手の削減を担保するのは難しい。削減を担保する仕組みが VER の中にあるべき。
- ・ 米国の Green-e の事例からも、ある程度の追加性基準を設定するのは可能だと思われる。

- ・追加性が必要かを議論する際、グリーン電力証書は CDM とは異なりキャップが設定されている国内の制度であることを理由に追加性が必要ないと判断するには不十分である。キャップが設定された国同士で実施する JI の場合、排出量が減らなかった場合はホスト国が責任と取らなければならない、それを避けるために追加性が重要になっている。
- ・BAU として発電された電力に付加価値をつけて販売することは、コストフリーな発電設備に補助金を出すのと似ており、これは避けるべき。努力している者に投資するという考え方が基本である。

(3) グリーン電力量を温室効果ガスの排出削減量に換算する際の換算係数の設定について

(委員の御意見)

- ・グリーン電力でも設備を運転停止するケースがあり、バックアップ電源や化石燃料を使わざるを得ない場面も想定されるので、グリーン電力といえども発電の際の排出量はゼロではない。また、電気の換算係数は 1 年ごとに変化し、しかも 2 年程度遅れて公表される電力会社の発電電力量をもとに作成した換算係数をそのまま使ってよいものか疑問である。換算数設定の議論は、換算係数をどこまで精緻にやるか意志決定することに尽きる。
- ・日本にはキャップが設定されており、グリーン電力証書を買った需要家が排出削減とする分を、電力会社はその分を排出と計算する限り、計算上の整合性は取れている。そうであれば、どんな換算係数を使っても構わない。
- ・換算係数はグリーン電力を長期で購入(契約)する場合は長期で設定し、短期の場合は短期で設定すればいい。その際の換算係数は市場メカニズムで決まると考えられ、数字を決めるのではなく、数字を決めるためのガイドラインがあればよい。
- ・グリーン電力証書の在庫管理の観点から炭素価値については 5～10 年間は固定した方が分かりやすく、長期的なビジネスモデルも作りやすい。
- ・換算係数は、少なくともグリーン電力証書の購入時に分かるようにしておく必要がある。
- ・グリーン電力証書による CO₂ 排出削減量を表す場合、多数の換算係数があつては大混乱になる懸念がある。換算係数を全電源もしくはマージナル電源等に統一する必要がある。
- ・全電源の排出係数はグリーン電力由来の電力を含めて計算されていると思われる。それを抜き出しておかないと、CO₂ 排出削減量を計算する際に正確でない。
- ・CO₂ 価値がついたものと kWh 価値のもの 2 種類のグリーン電力証書があつてもいいのではないか。購入者の判断でどちらかの価値がついたグリーン電力証書を購入すればよい。
- ・換算係数を設定する際、電力会社と需要家の間で整合性が取れない点については、電力会社が担保するという方法もある。

(4) 認証基準・認証機構、登録簿上の管理簿について

(委員の御意見)

【時間の関係であまり議論されず】

(5) その他

- ・ グリーン電力証書を温暖化対策の中で活用していく方法が重要である。使えるか否か、さらに大切なのは、使い方が明確で安心感を与えるものであること。
- ・ 地球温暖化対策推進法に基づいた算定・報告・公表制度での位置付けは、ぜひ検討すべき。発電組織もグリーン電力証書の購入組織も算定報告対象外の場合の位置づけも議論すべき。グリーン電力証書のように、市場メカニズムが機能する制度は、算定・報告・公表制度での位置付けが明確になってくれば効果的に削減に結びつくのではないか。
- ・ CDM、VER の価値は CO2 だけでない。他の環境的な価値や持続性の問題もある。環境的価値、持続的価値を生かすか検討すべき。
- ・ 目的は CO2 を減らすことであり、手段としてグリーン電力がある。グリーン電力が増えるのはいいことだが、視野を広げてどのような政策が最適か考えるべき。

以 上